

宮代町事業者物価高騰対策支援金 申請要領

申請期間

令和4年11月10日（木）～令和5年1月10日（火）

申請方法・提出先

【申請方法】

郵送（消印有効）

【提出先】

〒345-0801

宮代町百間1015-1

宮代町商工会宮代町事業者物価高騰対策支援金担当 宛

宮代町商工会

宮代町事業者物価高騰対策支援金

1. 目的

電力・ガス・食料品等価格高騰の影響により、営業利益が減少している町内中小企業者（飲食店、小売店、サービス業、建設業、農業等の皆様）に対し、支援金を給付します。

2. 申請期間

令和4年11月10日（木）～令和5年1月10日（火）

3. 対象者

次の要件のすべてを満たす者とします。

(1) 宮代町内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者であること

※主たる事業所 町内店舗の売上高や町内店舗数が全体の過半数を占めていること

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定するものであること（フリーランス含む）。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下
対象外 宗教学法人、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人など		

(2) 主たる収入として事業による売上「事業収入」、又は不動産による収入「不動産収入」を得ている中小企業者であること

※事業とみなされない他の収入（給与・年金・雑など）のある方は、収入全体の50%以上が事業収入又は不動産収入あるいは事業収入と不動産収入の合計で占められていること。

(3) 宮代町暴力団排除条例（平成25年宮代町条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は、同条第2号に規定する暴力団員が事業に関与していると認められるものでないこと

(4) 今後も事業を継続する意思があること

(5) 年間の売上高（国、県、町等の協力金、支援金、補助金等は除く）がA、Bのいずれかであること

A 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの売上高が120万円以上である

こと

- B 令和3年1月2日以降に起業した方は、起業の翌月から12か月間の売上高が120万円以上であること
- (6) 平成30年以前に創業していた方で令和元年度の町税等（個人市町村民税、法人町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）の未納がないこと
- (7) 令和3年8月31日までに事業を開始した個人事業主又は法人であること

4. 給付要件

営業利益（国、県、町等の協力金、支援金、補助金等は除く）が、以下の条件であること

令和3年10月から令和4年9月のうち任意の連続する2ヶ月の営業利益が前年同時期と比較して5%以上かつ1万円以上減少している事業者

営業利益＝売上－4経費（注）の合計

（注）経費とは、仕入れ、水道光熱費、消耗品費、燃料費（ガソリン・軽油）

本支援金の営業利益とは、売上から上記経費を差引いた金額で計算します。

5. 給付額

5万円

6. 給付回数

1事業者につき1回限り

7. 申請書類（宮代町商工会会員の方は、（4）、（5）は提出不要です。）

※申請書兼請求書及び納税証明書以外は、コピーで提出してください。

(1) 宮代町事業者物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）及びチェックリスト

(2) 年間売上高（120万円以上）を確認できる確定申告書など

※確定申告書（第1表）には、税務署の收受印が必要、e-taxの場合は「受信通知」を提出。なお、税務署の收受印がない場合は、納税証明書（その2）を提出。

※令和3年1月2日以降に起業した方は、以下の①の書類とともに開業届（控え）又は法人設立届あるいは履歴事項全部証明書が必要。

【個人事業主】令和3年の該当する確定申告書

≪青色申告者≫①所得税青色申告決算書（一般用又は不動産所得用）

≪白色申告者≫①収支内訳書（一般用又は不動産所得用）

【法人】

①比較する期間内を含む事業年度の確定申告に係る法人事業概況説明書（表・裏）

- (3) 営業利益の減少が分かる書類の写し（対象月等の営業利益対比ができる書類）
- ・令和3年10月～令和4年9月の売上や経費がわかる書類など
 - ・令和2年10月～令和3年9月の売上や経費がわかる書類など※
- ※営業利益合計がわかる書類は、所得税青色申告決算書、収支内訳書、法人事業概況説明書とします。なお、売上や経費の月別の内訳がない場合は、1年間の売上と経費を12で除して1か月の営業利益を算出します。
- (4) 町内に事業所があることを証明する書類の写し（申請日現在）
- ・事業所の屋号、住所等が記載されている書類（開業届（控え）、営業許可書、テナント契約書などのいずれか）
- (5) 本人確認書類の写し ※個人事業主のみ
- ・運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなどのいずれか
- (6) 令和元年度分の居住市町村で発行する納税証明書
- ※平成30年以前に起業していた方で申請日現在、町外在住の個人事業主のみ
 - ※令和2年度宮代町中小企業者支援金又は令和3年度、令和4年度事業者・お店支援金、宮代町新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金（アクリル板、空気清浄機等）の交付を受けた方は提出不要です。
 - ※必要な税目は、課税されている個人市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税となります。

8. 申請から支援金給付までの流れ

(1) 申請

申請書類一式を添えて、申請期間内に以下提出先まで郵送（令和5年1月10日消印有効）にて申請してください。郵送等にかかわる費用は申請者負担となります。

【提出先】 〒345-0801 宮代町百間1015-1

宮代町商工会 宮代町事業者物価高騰対策支援金担当 宛



(2) 申請書類審査

申請書類一式受付後、宮代町商工会で書類審査を行います。書類の不備や記載内容に不明な点等があった場合は、電話等にて確認させていただきます。審査完了後、宮代町事業者物価高騰対策支援金事業補助金交付決定通知書（不交付の場合は不交付決定通知書）を送付します。



(3) 支援金給付（申請受付から3週間程度）

書類審査で給付が決定された方には、給付額を記載した小切手を送付しますので金融機関で現金化してください。

9. 注意事項

- (1) 本支援金を受給後に、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金受給相当額を返還していただきます。
- (2) 宮代町事業者物価高騰対策支援金の給付を受ける権利は、譲渡したり、担保に供したりすることはできません。
- (3) ご記入いただいた個人情報は、本事業に関すること以外には使用しません。又提出された書類は返還できません。
- (4) 詐欺や悪質商法にはご注意ください、不明な点があればお問合せください。
- (5) 事業承継や法人成りの場合は、お問合せください。

問合せ：宮代町商工会 宮代町事業者物価高騰対策支援金担当

電話 0480-35-1661

(月曜日～金曜日 10:00～16:00)

土・日・祝・年末年始(12/28～1/4)は除く